

## 条 例

### 文化財保護条例

文化財の保護保存とともに、観光やまちづくりなどへの文化財の活用促進を図るため、全部を改正するものです。

**問** 文化財の適切な保護・保存に加え、観光やまちづくりへの利用促進をはかる取組が求められているというが、その方向性は、改正条例にどのように盛り込まれたのか。

**答** 法改正の趣旨は、文化財を次世代へ確実に継承するための関係機関の適切な役割分担や、総合的な計画策定の推進である。これを受け、文化財保存活用地域計画の策定や、文化財保護審議会、文化財保存活用支援団体、文化財保護指導委員の設置などを盛り込んだ。

**問** 新たに設置する文化財保護審議委員会の委員の構成や人選は、どのように進めるのか。

**答** 現行の文化財保護委員は7名、文書資料審議委員は5名あり、重複している委員が2名いる。新たに設置する文化財保護審議会の委員については、文化財について優れた識見を持つものの中から選任することとなり、現行の文化財保護委員および文書資料審議委員の中から選任したい。



市指定文化財1号 小久喜のささら獅子舞

### 職員の給与に関する 条例等の一部改正

人事評価の結果を勤勉手当へ活用することにとめない、所要の改正を行うため、一部を改正するものです。

**問** 勤勉手当について、「人事評価の結果および勤務の状況に応じて」となっているが、勤務の状況が人事評価の中に入っているということはどういうことか。

**答** 能力評価については、昇給などに反映させている。総枠は、従前の人件費を超えない範囲で、傾斜をつけて実施しているところである。今回、業績評価を勤勉手当に反映させるために、条例を改正するものである。能力評価、いわゆる勤務態度に対する制度上の運用は、これまでも実施してきている。

人事評価制度は給与への反映がすべてではない。人事異動における、適材適所の配置のための判断材料としても使っており、職員へも周知している。

#### 反対討論

公務員は憲法で定める「全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」という法を守って仕事を進めるべきです。今、勤勉手当に差額支給が行えるという規定を導入することは、法にもとづき仕事をすべき公務員のあり方を妨げる恐れがあり条例に反対します。

#### 賛成討論

人事評価は、今年度で3年目となります。能力評価に関しては、すでに活用されており、評価に対して職員の理解も十分進んでいます。不服制度も整備されているので、業績評価を勤勉手当に活用することに特段の問題はないと考え、賛成します。

